

平成27年度第1回京都府食育推進懇談会

平成27年9月9日
福利厚生センター 第2、3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) 京都府第3次食育推進計画の策定について…………… (資料1)

(2) 国の第3次食育推進基本計画の動向について…………… (資料2)

(3) 現行(第2次)京都府食育推進計画について…………… (資料3)

(4) 次期推進計画の論点などについて…………… (資料4)

5 その他

6 閉 会

京都府第3次食育推進計画（平成28年度～32年度） の改定について

1 改定の趣旨

(1) 次期計画策定の必要性について

都道府県は、食育基本法（平成17年法律第63号）第17条の規定により、都道府県食育推進計画を策定するよう定められている。

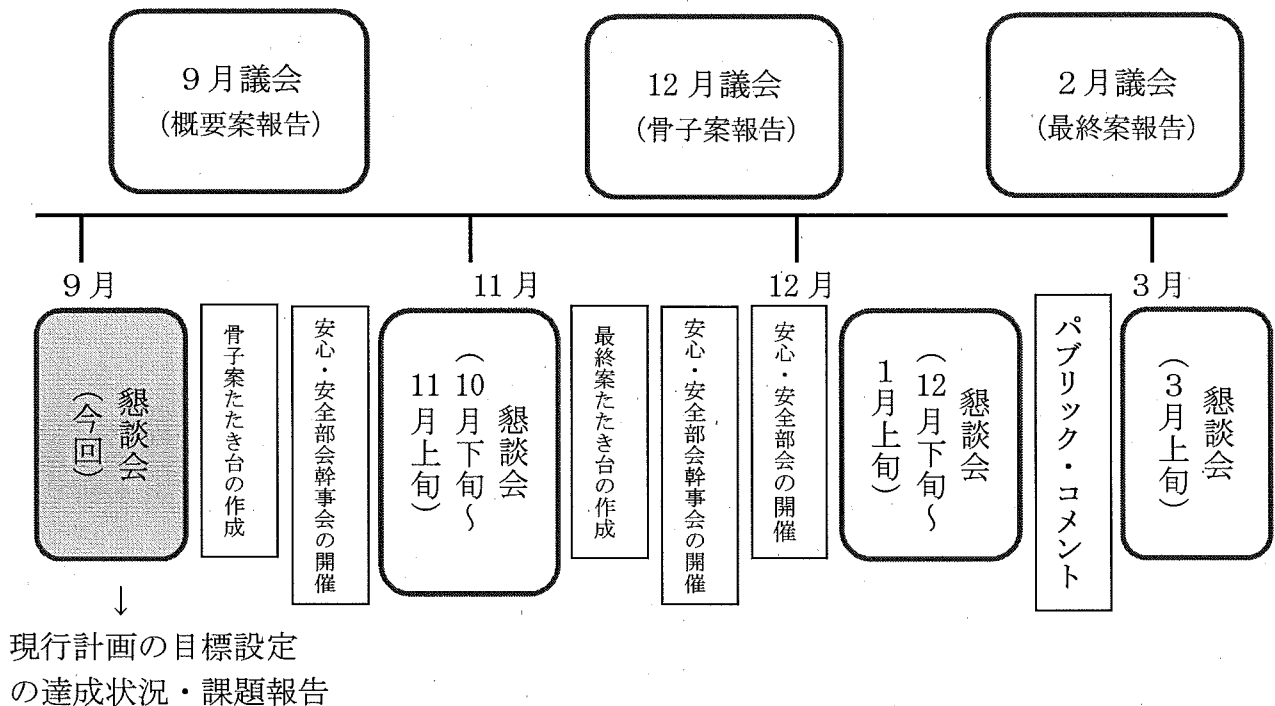
京都府第2次食育推進計画（平成23年度～27年度）が平成27年度に完結することから、次期計画を策定する必要がある。

(2) 次期計画の期間について

食育基本法第17条の規定により、国の食育推進基本計画（第3次は、平成28年度～32年度）を踏まえるよう定められているため、国の食育推進基本計画と同様に、京都府第3次食育推進計画も平成28年度～32年度とすることが望ましい。

(参考) 食育基本法
(都道府県食育推進計画)
第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 策定のスケジュール



食育推進懇談会 全4回の進め方

◎第1回（9月9日）

【報告・説明】 現行計画の達成状況と課題、食育に関する国の動向
食育に関する意見交換の切り口（世代、家庭、地域）

【懇談】 食育の現状と課題、展望について意見交換
↓
論点整理
↓
重要ワード洗い出し、方向性確認

◎第2回（10月下旬頃）

【報告・説明】 重要ワード整理→計画の構成案、現行施策と食育の社会的情勢
計画策定へ向けた府の検討経過

【懇談】 次期計画の目標について意見交換
↓
目標達成のための施策について意見交換
↓
計画の構成案（骨子）について意見交換

◎第3回（12月下旬頃）

【報告・説明】 計画の文書化→計画案（中間案）提示

【懇談】 計画案の構成、内容について意見交換
↓
構成、内容の修正、文言の修正について意見交換

◎第4回（3月上旬頃）

【報告・説明】 パブリック・コメントの結果
計画案（最終案）の提示

【懇談】 パブリック・コメントの計画への反映について意見交換
↓
内容の修正、文言の修正について意見交換

国の第3次食育推進基本計画の動向について

1 国の第3次食育推進基本計画の全体の方向性について

一つの目的やスローガンを持つ

第2次食育推進基本計画 ～コンセプト～「周知」から「実践」へ

→第3次食育推進基本計画 ～コンセプトのキーワード（案）～
“多様な関係者のつながり” “連携・協働” “食や世代の循環”

2 第3次食育推進基本計画の方向性について

(1) 第3次食育推進基本計画の構造について

第1次及び第2次計画と同様に、「第1～第4」とする。

- 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 第2 食育の推進の目標に関する事項
- 第3 食育の総合的な促進に関する事項
- 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(2) 「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」について

ア 「重点課題」

第2次食育推進基本計画 重点課題

- (1) 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- (2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- (3) 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

→第3次食育推進基本計画 重点課題（案）

- (1) 若い世代を中心とした食育の推進
- (2) 多様な暮らしを支える食育の推進
- (3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (4) 食の循環や環境を意識した食育の推進
- (5) 食文化の継承に向けた食育の推進

第2次食育推進基本計画

重点課題

- (1) 生涯にわたるライフステージに応じた間断しない食育の推進
- (2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- (3) 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

～食育を取り巻く環境の変化～

- ① 若い世代の食育の実践に関する改善、充実の必要性
- ② 世帯構造の変化
- ③ 子供の相対的貧困率の上昇
- ④ 新たな成長戦略における「健康寿命の延伸」のテーマ化
- ⑤ 食品ロスの削減を目指した国民運動の開始
- ⑥ 「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産への登録決定
- ⑦ 市町村の食育推進計画作成率に関する課題

「第3次食育推進基本計画」重点課題の方向性(案)

～委員からのご意見～

- ① 第2次計画を踏まえた設定であるべき。
- ② 20歳代を中心とする若い世代では、食生活に関する知識や意識、実践状況の面で、他の世代よりも課題が多い。
- ③ 若い世代へのアプローチは、次世代の親教育にもつながるため重要。
- ④ 子供に対する食育が重要。
- ⑤ 家族形態の多様化等に応じた食育の推進が必要。(ひとり親世帯や貧困の状況にある子供、一人暮らし高齢者など)
- ⑥ 「生活習慣病の予防」や「健康寿命の延伸」は重要な課題。
- ⑦ 食品関連事業者が健康的な食事を意識して減塩対策に取り組むことは重要。
- ⑧ 持続可能な社会の実現に向け充実した取組が必要。
- ⑨ 食の継承や生産者への理解の観点も重要。
- ⑩ 和食や食文化を子供たちに継承していくという意味から、「食文化の継承」は重点化すべき。
- ⑪ 子供から高齢期に至るまでのライフステージに応じた間断ない取組が必要。
- ⑫ 国、自治体、関係団体すべての連携・協働が大事な地域による取組は重要なファクター。

第3次食育推進基本計画

参考資料2

1. 重点課題のテーマ

- <1> 若い世代を中心とした食育の推進
若い世代自身が取り組む食育の推進、次世代に伝えつなげる食育の推進
- <2> 多様な暮らしを支える食育の推進(新)
様々な家族の状況や生活の多様化に対応し、すべての子供や高齢者などを含め、健全で充実した食生活を実現できるような食経験や共食の機会を提供
- <3> 健康寿命の延伸につながる食育の推進
健康づくりや生活習慣病の予防のための減塩等の推進、メタボリックシンドローム、肥満、やせ・低栄養予防など
- <4> 食の循環や環境を意識した食育の推進(新)
食の生産から消費までの理解、食品ロスの削減等
- <5> 食文化の継承に向けた食育の推進(新)
和食、郷土料理、伝統食材、食事の作法など伝統的な食文化への理解等

2. 重点課題に取り組む視点

- ① 子供から高齢者まで、生涯を通じた取組を推進
- ② 国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティアなどが主体的かつ多様に連携・協働しながら取組を推進

※重点課題に関するものを含め、食育の総合的な推進については、第3次計画の第3及び第4にて記述予定。

(参考)

出典 国民健康・栄養調査(厚生労働省)

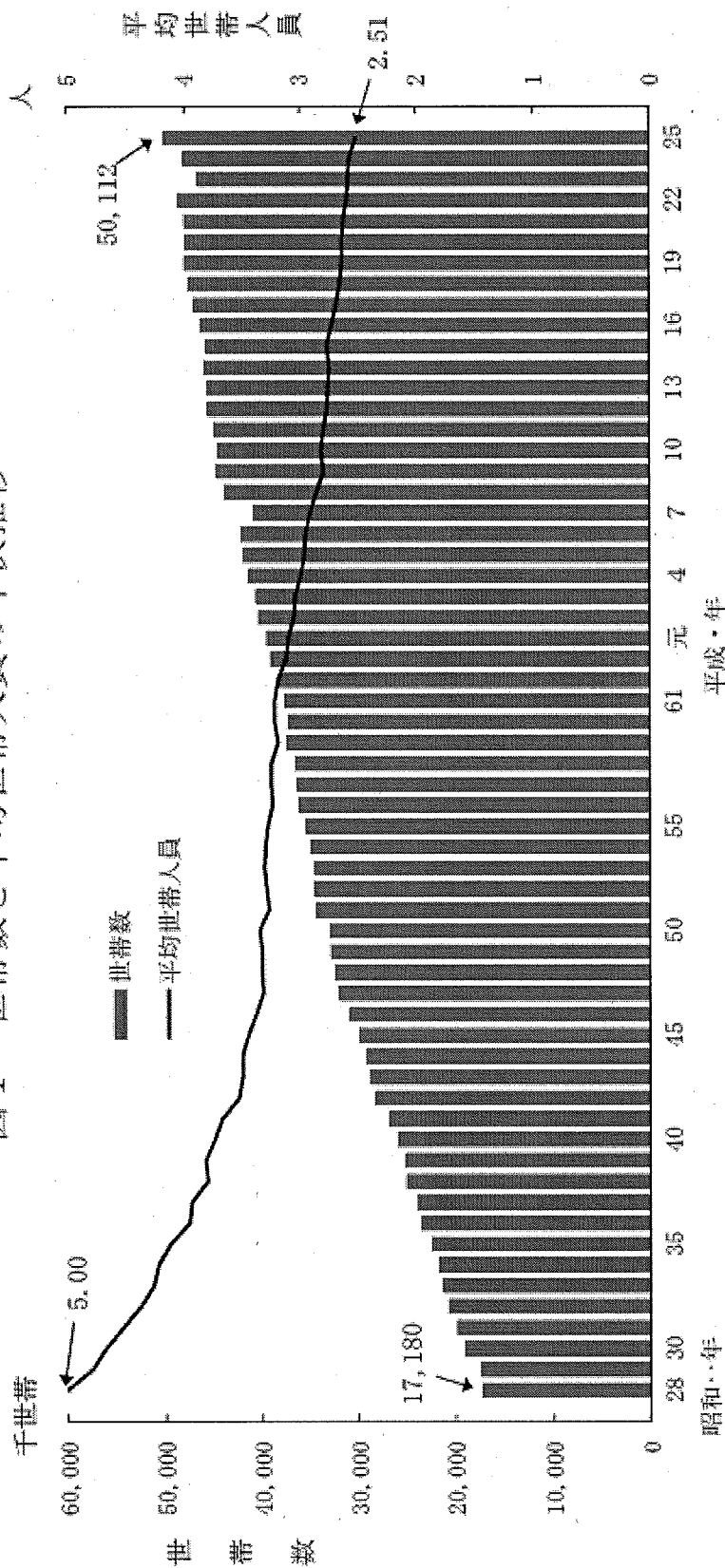
朝食欠食率の年次推移 (性・年齢階級別)

(%)

		昭和50年 1975	55年 1980	60年 1985	平成2年 1990	7年 1995	12年 2000	17年 2005	22年 2010	25年 2013
総数		6.3	6.7	7.7	7.9	8.0	8.1	10.7	11.9	11.4
男性	総数	6.7	7.6	8.7	9.8	10.1	10.7	13.0	13.7	13.2
	15～19歳	10.7	12.7	10.3	14.1	13.4	13.3	18.8	14.5	15.4
	20～29歳	15.5	19.5	23.5	25.5	30.8	30.5	33.1	29.7	30.0
	30～39歳	8.5	11.6	13.8	17.8	16.6	20.1	27.0	27.0	26.4
	40～49歳	4.9	6.6	8.7	11.1	11.6	10.5	16.2	20.5	21.1
	50～59歳	4.6	4.6	6.1	6.5	5.1	9.2	11.7	13.7	17.8
	60歳以上	3.4	2.8	3.5	2.0	1.7	2.9	4.2	6.7	5.2
女性	総数	5.9	5.9	5.9	6.1	6.1	5.8	8.6	10.3	9.9
	15～19歳	14.1	8.3	13.1	10.1	8.9	9.2	10.4	14.0	16.0
	20～29歳	11.7	12.9	14.7	14.3	18.2	16.3	23.5	28.6	25.4
	30～39歳	5.3	8.1	6.4	6.5	5.6	7.5	15.0	15.1	13.6
	40～49歳	5.8	5.7	6.7	7.5	6.1	6.6	10.3	15.2	12.2
	50～59歳	4.5	4.3	5.3	5.1	4.0	5.3	8.3	10.4	13.8
	60歳以上	4.1	3.1	3.4	2.8	2.5	2.1	4.1	5.0	4.4

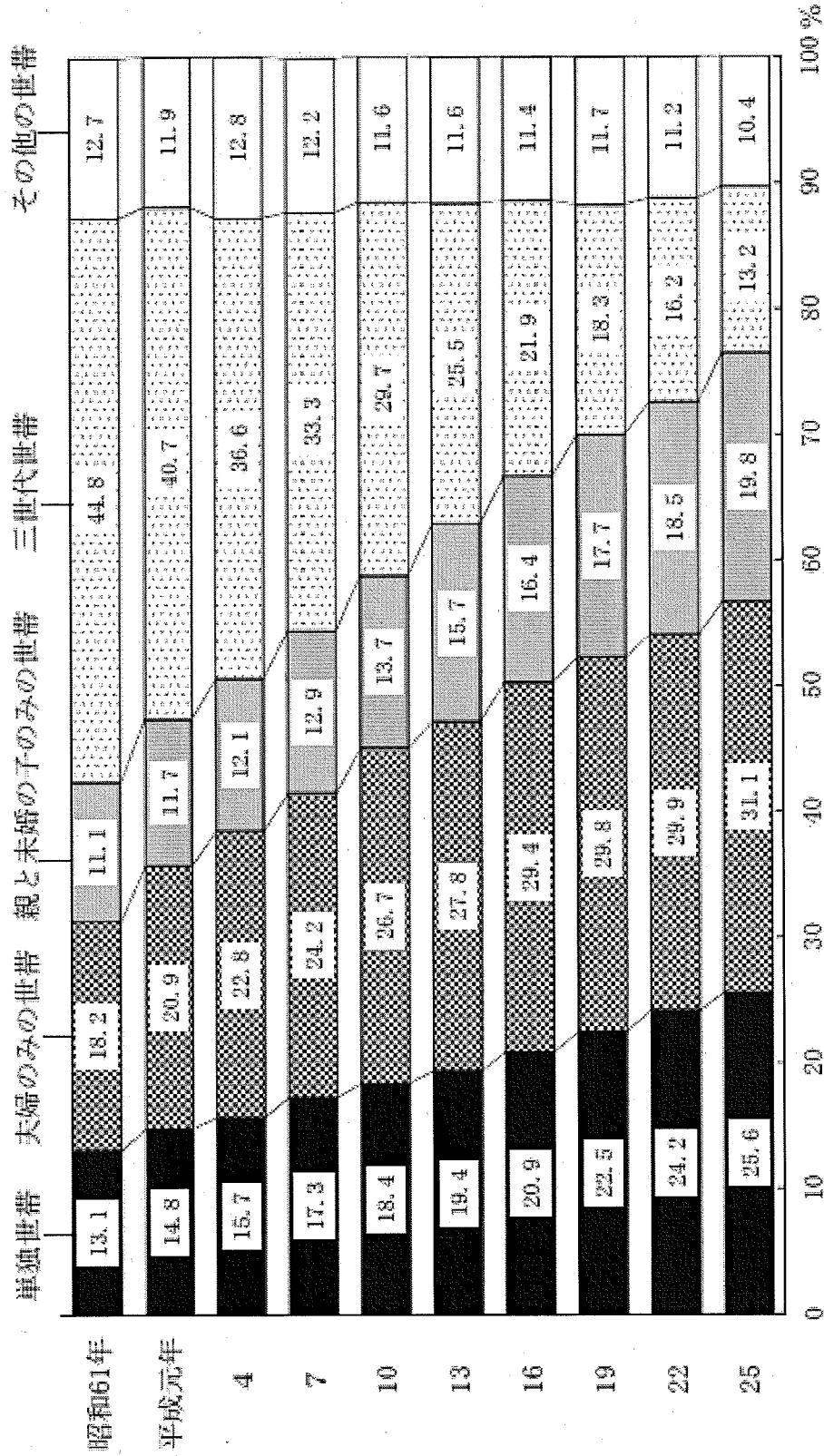
注) 総数は1歳以上での平均。

図1 世帯数と平均世帯人員の年次推移



注：1) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 3) 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

図2 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯の構成割合の年次推移



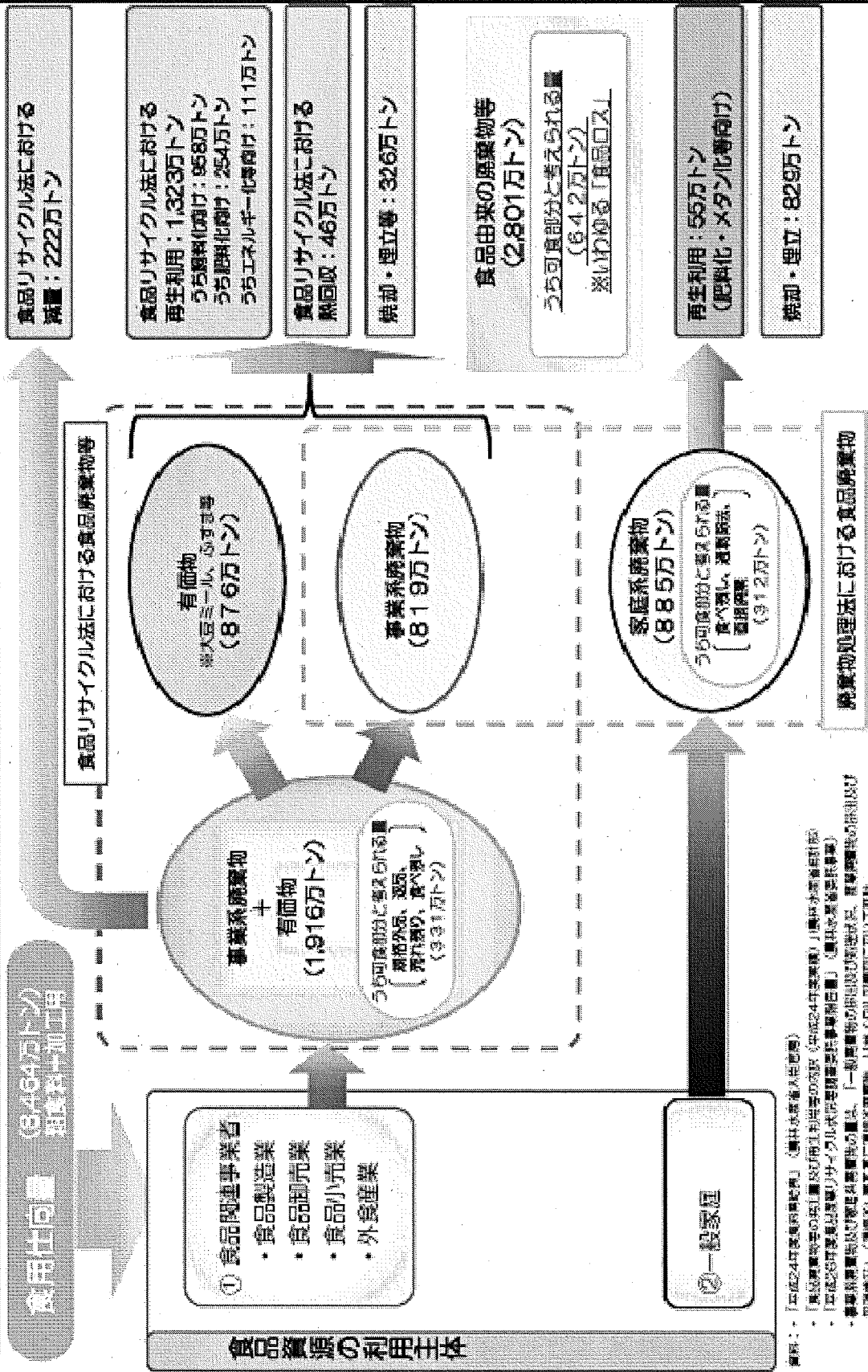
注：1) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

(国民生活基礎調査の結果から (厚生労働省) より抜粋)

● 食品廃棄物等の利用状況等（平成24年度推計）

◆ 概念図 ◆



資料：「平成24年度食料政策」(農林水産省人口部編)
 ・「食品廃棄物等の処理(燃焼及び衛生利用)等の状況(平成24年度実績)」(農林水産省食料部)
 ・「平成26年度食品廃棄物リサイクル法等関係調査結果報告書」(農林水産省食料部)
 ・「食品廃棄物処理法関係調査結果報告書」(農林水産省食料部)
 ・「食品廃棄物処理法関係調査結果報告書」(農林水産省食料部)

イ 「基本的な取組方針」

第1次及び第2次計画と同様とする。

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

3 「第2食育の推進の目標に関する事項」について

別紙のとおり、具体的な目標値は、今後設定。

4 「第3 食育の総合的な促進に関する事項」について

第2次計画と同様の柱だて（食育基本法第3章基本的施策 第19条～第25条の同様）とする。

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5 「第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について

「第3 食育の総合的な促進に関する事項」を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について、第3の各項目に横断的に必要な事項について、記載する。

1. 多様な関係者の連携・協力の強化
2. 地方公共団体における推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進
3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

国の第三次食育推進基本計画の議論の方向性
(第三次(H28~32年度))

資料2-2

国第二次		国第三次(予定)
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ①食をめぐる現状 ②これまでの取組と今後の展開 	内容検討中(大きな変更はないか)
重点事項	<ul style="list-style-type: none"> ①生涯にわたるライフステージに応じた間断のない食育の推進 ②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進 ③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①若い世代を中心とした食育の推進 ②多様な暮らしを支える食育の推進 ③健康寿命の延伸につながる食育の推進 ④食の循環や環境を意識した食育の推進 ⑤食文化の継承に向けた食育の推進
第一 基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ①国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 ②食に関する感謝の念と理解 ③食育推進運動の展開 ④子どもへの食育における保護者、教育関係者等の役割 ⑤食に関する体験活動と食育推進活動の実践 ⑥我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 ⑦食品の安全性の確保等における食育の役割 	<p>基本的にはほぼ同じとする。 (食育基本法第2条~8条に規定内容と同じであり、法律が変わらない限り、変更されない可能性が高い。)</p>
第三 食育の総合的な促進に関する事項 (食育基本法第19条~第25条と完全に項目が一致)	<ul style="list-style-type: none"> ①家庭における食育の推進 ②学校、保育所等における食育の推進 ③地域における食育の推進 ④食育推進運動の展開 ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の ⑥食文化の継承のための活動への支援等 ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の 	<p>基本的にはほぼ同じとする。 (食育基本法第19条~25条に規定内容と同じであり、法律が変わらない限り、変更されない可能性が高い。)</p>
第四 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ①多様な関係者の連携・協力の強化 ②地方公共団体における推進計画の策定等とこれに基づき施策の促進 ③世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意識 ④推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用 ⑤基本計画の見直し 	<p>第三の項目に書ききれない横断的な部分を記載する方向で検討</p>

「第3次食育推進基本計画」目標(案)

参考資料3

<2014/8/28現在>

新規の目標 ■ 目標の変更 ■ 目標値の変更

第2次食育推進基本計画		第3次食育推進基本計画	
目標	第2次計画 策定時の値 (26年度)	現状値 (26年度)	目標値 (27年度)
1 食育に関心を持っている国民の割合の増加			
① 食育に関心を持っている国民の割合	70.5%	68.7%	90%以上
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加			
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9回	週10.0回	週10回以上
3 朝食を欠食する国民の割合の減少			
③ 朝食を欠食する子供の割合	1.6%	1.5%	0%
④ 朝食を欠食する20歳代・30歳代男性の割合	28.7%	28.2%	15%以下
4 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加			
⑤ 学校給食における地場産物を使用する割合	26.1%	25.8%	30%以上
⑥ 学校給食における国産食材を使用する割合	77%	77%	80%以上
5 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加			
⑦ 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合	50.2%	52.7%	60%以上
6 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加			
⑧ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合	41.5%	42.1%	50%以上
7 よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加			
⑨ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合	70.2%	71.6%	80%以上
8 食育の推進に関わるボランティアの数の増加			
⑩ 食育の推進に関わるボランティアにおいて活動している国民の数	34.5万人	33.9万人	37万人以上
9 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加			
⑪ 農林漁業体験を経験した国民の割合	27%	33%	30%以上
10 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加			
⑫ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	37.4%	70.1%	90%以上
11 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加			
⑬ 推進計画を作成・実施している市町村の割合	40%	76.0%	100%
12 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合			
⑭ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合			
15 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承し伝えていく国民の割合			
⑮ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承し伝えていく国民の割合			
⑯ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している若い世代の割合			

※現在協議中であり変更が有り得ます。

京都府第2次食育推進計画における施策の展開

資料2-2

基本理念

いきいき元氣・健康長寿の京都の実現

誕生前から始める京都の生涯食育～感謝の気持ちで「いただきます。」～

【誕生前から始める】
【五感を使った食育】
【食文化の伝承】

取組の基本的な方向

未来を担う子どもや学生等若い世代に対する食育を強化します

世代に応じた食育の推進

食育の原点である家庭における取組を強力に支援します

住民に最も身近な地域での食育が進むよう体験の場づくり等を推進します

施策の展開

- ① 食農教育サポーター(きょうと食いく先生)の登録
- ② 食育体験施設等のHP等での情報提供
- ③ 親子料理教室等の開催
- ④ 地域の特色を活かした給食・調理実習の実施
- ⑤ 食の専門家の協力を得た食育
- ⑥ 栄養教諭の採用・配置拡充
- ⑦ 教職員の意識向上
- ⑧ 他校種と連携した食育推進
- ⑨ 機会を通じた食に関する指導
- ⑩ 援農ボランティア活動等学生の農林漁業体験
- ⑪ 学生食堂と連携した食育
- ⑫ 大学と連携した食育
- ⑬ 親子農林漁業体験
- ⑭ 食育体験施設等のHP等での情報提供
- ⑮ 生産者と消費者の交流
- ⑯ きょうと食育ネットワーク会員の連携
- ⑰ 職場での料理教室
- ⑱ 健康診査結果を活用した生活習慣病予防
- ⑲ 健康診査結果を活用した生活習慣病予防
- ⑳ 企業食堂と連携した細土料理等の提供
- ㉑ 職場での料理教室
- ㉒ きょうと食育ネットワーク会員の連携
- ㉓ 社会福祉団体や商店街と連携した調理実習体験
- ㉔ 高齢者の生活を充実させる
- ㉕ 技能や技術を活用した農業や料理体験
- ㉖ きょうと食育ネットワーク会員の連携
- ㉗ あさごはんを毎日食べる運動の展開
- ㉘ 食の大切さや望ましい食習慣の啓蒙
- ㉙ 栄養指導・相談対応の充実
- ㉚ 親子料理教室、食の機会の提供
- ㉛ 初めて親になる夫婦の子育て支援
- ㉜ きょうと食育ネットワーク会員の連携
- ㉝ 五感を活性化させる食農体験の場作り
- ㉞ 食育を推進する人材の育成
- ㉟ 学校や福祉施設などの給食での地産地消
- ㊱ 食生活推進員等が行う料理教室
- ㊲ きょうと食育ネットワーク会員の連携
- ㊳ 生産者と消費者の交流
- ㊴ 関係者と連携した情報提供
- ㊵ 社会福祉団体や商店街と連携した調理実習体験
- ㊶ 優良事例の紹介及び取組の拡大

子ども

学生等若い世代

中学生

高校生

家庭における食育

地域における食育

計画の目標

- 学校給食への地元農産物の供給品目数の割合(30%以上)
- 保護者を含めた参加型食育を実施している保育園等の割合(100%)
- むし歯のない府内小学生の割合(43.9%以上)
- むし歯のない府内中学生の割合(56.3%以上)
- 食育に関心を持っている府民の割合(90%以上)
- 朝食を毎日食べる府内小学生の割合(95%以上)
- 朝食を毎日食べる府内中学生の割合(90%以上)
- 食農体験農場の数(20箇所以上)
- 食農教育サポーター(仮称)の数(100名以上)
- 食育の推進に関わるボランティア数(5000人以上)
- 食情報提供店の店舗数(800店以上)
- 食育推進計画作成市町村の数(26市町村(100%))

第2次食育推進計画 数値目標 達成状況

★ 達成目標を上回っている箇所

資料3-2

事項	当初 (21年度)	23年度 達成状況	24年度 達成状況	25年度 達成状況	26年度 達成状況	27年度 実績見込	達成目標 (平成27年度)	説明
1 学校給食への地元農産物の供給品目数の割合	22.7% (乳類除 く17.7%)	17.8% (乳類除 く16.8%)	17.0% (乳類除 く16.2%)	17.1% (乳類除 く17.2%)	17.7% (乳類除 く17.7%)	% (乳類除 く%)	30%以上 (乳類除 く23.4% 程度)	学校給食に地元農産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の農業や食文化への理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念を育む上で重要であるほか、地産地消にもつながるものです。このようなことから、学校給食への地元農産物の供給品目数の割合を30%以上とすることを目指します。 (京都府農林水産部食の安心・安全推進課、教育庁保健体育課調べ)
2 保護者を含めた参加型食育を実施している保育所数の割合	90.7%	★100%	★100%	★100%	★100%	★100%	100%	乳幼児は自らにおいて食を確保することが困難であることから、保護者等の食を提供する者への食育が重要である。このことから、保育所等の給食施設支援を通じて保護者を含めた参加型食育を実施している保育所の割合を100%にすることを目指します。 (京都府健康福祉部健康対策課調べ)
3 むし歯のない府内小学生の割合	38.9%	40.1%	43.5%	★46.1%	★47.7%	★47.7%	43.9%以上	生涯にわたり、健康で豊かな生活を過ごすためには、十分な口腔機能の発達、維持が必要です。食生活を含め生活習慣とむし歯・歯周病の発生は極めて関係が深いことから、むし歯のない小・中学生の割合の増加を目指します。 (京都府教育庁保健体育課調べ)
3 むし歯のない府内中学生の割合	51.3%	53.9%	★57.4%	★60.3%	★61.5%	★61.5%	56.3%以上	生涯にわたり、健康で豊かな生活を過ごすためには、十分な口腔機能の発達、維持が必要です。食生活を含め生活習慣とむし歯・歯周病の発生は極めて関係が深いことから、むし歯のない小・中学生の割合の増加を目指します。 (京都府教育庁保健体育課調べ)
4 食育に関心を持っている府民の割合	84.0%	90.0%	91.7%	90.0%	★93.1%	★90%以上	90%以上	食育を府民運動として推進し、その成果を上げるためには、府民一人ひとりが自ら食育の実践を心掛けることが必要ですが、これにはまずより多くの府民に食育への関心を持ってもらうことが欠かせません。このようなことから、食育に関心を持っている府民の割合(食育に関心がある又はどちらかといえば関心がある)を、90%以上とすることを目指します。 (京都府農林水産部食の安心・安全推進課調べ)
5 朝食を毎日食べる府内小学生の割合(6年生)	87.5%	88.2%	87.8%	87.3%	86.6%	86.7%	95%以上	子どもの食生活の乱れが様々な場面で指摘されており、成長段階からの食の問題は、子どもの将来にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。健康的な生活リズムや生活習慣を確立するため、1日の始まりである朝食を毎日食べる子どもの割合の増加を目指します。 (文部科学省「全国学力・学習状況調査」)
5 朝食を毎日食べる府内中学生の割合(3年生)	78.1%	80.1%	80.7%	82.1%	82.1%	81.7%	90%以上	子どもの食生活の乱れが様々な場面で指摘されており、成長段階からの食の問題は、子どもの将来にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。健康的な生活リズムや生活習慣を確立するため、1日の始まりである朝食を毎日食べる子どもの割合の増加を目指します。 (文部科学省「全国学力・学習状況調査」)
6 食農体験農場の数(内訳) きょうと食農体験農場 京野菜ランド	0箇所	0箇所	10箇所	★29箇所	★34箇所	★34箇所	20箇所以上	命と食の大切さを理解するためには、知識だけでなく、農作業や調理などの体験が効果的です。未来を担う子どもをはじめ府民が、五感をいきいきと発揮させ、種まきから施肥・除草、収穫、加工・調理まで一連の体験ができる機会を増やすため、「食農体験農場」の増加を目指します。 (京都府農林水産部食の安心・安全推進課調べ)
7 「きょうと食いく先生」の数	0人	0人	11人	83人	★115人	★144人	100人以上	学校や地域において田植えや収穫体験等が農業者を講師として実施されていますが、農作業や調理体験を体系的に指導できる人材が少なく、一部の農家に集中しています。学校の農作業体験の充実要望や府民の食農体験のニーズに対応できるよう、農業者を体系的に指導できる農業者を「きょうと食いく先生」として養成し、その増加を目指します。 (京都府農林水産部食の安心・安全推進課調べ)
8 食育の推進に関わるボランティアの数	4,500人	★5,400人	★5,265人	4,801人	4,784人	★5,100人	5,000人以上	食育を府民運動として推進し、府民一人ひとりの食生活において実践してもらうためには、食生活の改善等のために府民の生活に密着した活動に携わるボランティアが果たしている役割が重要です。このようなことから、食育の推進に関わるボランティアの数の増加を目指します。 (京都府農林水産部食の安心・安全推進課調べ)
9 食情報提供店の店舗数	460店	519店	536店	555店	567店	600店	800店以上	生活スタイルの変化等から、外食への依存度が高まりつつあり、こうした状況に対応して府民の健康づくりを進めるためには、家庭内の食事だけでなく、外食・中食も含めた生活支援が必要です。このようなことから、飲食店等が提供メニュー等に健康や栄養に関する情報の提供を行う「食情報提供店」が800店以上となることを目指します。 (京都府健康福祉部健康対策課調べ)
10 食育推進計画作成市町村の数	23% [6市町]	58% [15市町]	62% [16市町]	65% [17市町]	69% [18市町]	73% [19市町]	100% [26市町村]	食育を府民運動として推進していくには、府全域においてその取組が進められることが必要です。食育基本法では、市町村に推進計画を作成するよう努めることが求められており、各市町村において計画を作成し、その地域の特色を生かした食育が推進されることが重要です。このようなことから、推進計画を作成・実施している市町村の割合を100%にすることを目指します。 (京都府農林水産部食の安心・安全推進課調べ)

→23年度から府内工場でパック詰めされる牛乳のうち、原料が他府県産のものを地元農産物から除いて集計

1	学校給食への地元農産物の供給品目数の割合	分類	項目	当初(20年度)	21年度	23年度達成状況	24年度達成状況	25年度達成状況	26年度達成状況	達成目標27年度
		乳除く	品目数		12,463	11,320	11,475	11,463	12,766	参考
			割合		17.7%	16.6%	16.2%	17.1%	17.7%	23.4%
		乳	品目数		5,359	1,974	1,645	1,209	1,130	参考
			割合		78.9%	28.1%	24.7%	17.9%	16.9%	参考
		全品目	品目数		17,822	13,294	13,120	12,672	13,896	参考
		全品目	割合	22.7%	23.1%	17.7%	17.0%	17.1%	17.7%	30%以上
国内産、輸入含む 乳除く計				70,249	68,178	70,691	67,223	71,947		
国内産、輸入含む 乳計				6,788	7,035	6,648	6,756	6,684		
国内産、輸入含む 全品目計				77,037	75,213	77,339	73,979	78,631		

【状況説明】平成23年度から府内工場でパック詰めされる牛乳のうち、原料が他府県産のものを地元農産物から除いて集計。そのため、乳を除く品目の割合についても毎年実績を確認。平成23年度から26年度まで、全品目、乳除く品目いずれも年度の差はあるもののほぼ横ばい。乳を除く目標値は全品目の当初数値から目標数値への伸び率30/22.7を平成21年度の数値にかけて求めた。

【考察等】目標が地元農産物の品目数で各品目の提供頻度でなかったため、新規作物の栽培と安定供給が見込まれない限り、目標達成は難しいように思われる。

5	朝食を毎日食べる府内小学生の割合	区分	当初(21年度)	22年度達成状況	24年度達成状況	25年度達成状況	26年度達成状況	27年度	達成目標27年度
		毎日食べる	87.5%	88.2%	87.8%	87.3%	86.6%	86.7%	95.0%
		毎日食べる + どちらかといえば食べる	95.8%	96.6%	95.9%	95.7%	95.3%	95.3%	参考
		どちらかといえば食べる	8.3%	8.4%	8.1%	8.4%	8.7%	8.6%	参考
		あまり食べていない	3.4%	2.7%	3.3%	3.4%	3.8%	3.6%	参考
		まったく食べていない	0.8%	0.7%	0.7%	0.9%	0.9%	1.0%	参考
	朝食を毎日食べる府内中学生の割合	毎日食べる	78.1%	80.1%	80.7%	82.1%	81.2%	81.7%	90.0%
		毎日食べる + どちらかといえば食べる	89.7%	91.0%	91.7%	92.5%	91.9%	92.4%	参考
		どちらかといえば食べる	11.6%	10.9%	11.0%	10.4%	10.7%	10.7%	参考
		あまり食べていない	7.1%	6.2%	5.5%	5.2%	5.6%	5.2%	参考
		まったく食べていない	3.1%	2.7%	2.6%	2.3%	2.4%	2.4%	参考

(23年度は東北大震災の影響で調査なし。)

【状況説明】平成23年度から26年度まで、「毎日食べる」小学生の割合は、当初と比較し1%前後の増減で推移。「毎日食べる」中学生の割合は当初と比較し2~4%増で推移。

【考察等】小学生、中学生ともに目標達成に至っていないが、「毎日食べる」に「どちらかといえば食べる」を加えると目標を上回る数値である。また、「まったく食べていない」と「あまり食べていない」を合わせた数値は、小学生より中学生で減少しており、小学生より中学生の方が改善傾向にあると考えられる。

6	食農体験農場の数	項目	当初 (21年度)	23年度 達成状況	24年度 達成状況	25年度 達成状況	26年度 達成状況	27年度 見込み	達成目標 27年度
		食農体験農場	0	0	10	10	14	14	
		京野菜ランド(京野菜栽培体験施設)				19	20	20	
		合計	0	0	10	29	34	34	20

【状況説明】計画期間中に14施設を食農体験農場として登録。

【考察等】京野菜ランドのうち、京野菜栽培体験施設を含めると目標数値に達している。

8	食育の推進に関わるボランティアの数	項目	当初 (21年度)	23年度 達成状況	24年度 達成状況	25年度 達成状況	26年度 達成状況	27年度 見込み	達成目標 27年度
		ボランティア数(内閣府調査報告数)	2,449	3,524	3,636	3,127	3,005	3,500	
		食生活改善推進員連絡協議会会員数		1,876	1,629	1,674	1,609	1,600	
		合計	2,449	5,400	5,265	4,801	4,614	5,100	5,000

(参考)ボランティア団体数 35 38 44 46

【状況説明】H25、26に活動のなかった3団体(約600人)が報告にあがっていなかった。

H26京の農産物あんしんネットワーク解散 253人減が影響。

【考察等】ボランティア団体数は増加傾向にある。

9	食情報提供店の店舗数	区分	当初 (21年度)	23年度 達成状況	24年度 達成状況	25年度 達成状況	26年度 達成状況	27年度 現状	達成目標 27年度
		食情報提供店	460	519	536	555	563	563	
		食の健康応援店 H27~29	—	—	—	—	—	24 (6月末)	
		合計	460	519	536	555	563	587	800

【状況説明】H26年度の内訳は京都乙訓375店舗、山城58店舗、南丹51店舗、中丹62店舗、丹後17店舗
上記数値には大手コンビニ256店舗を含む。

H27年度から新規に食の健康づくり応援店の取組を開始。野菜たっぷりメニューや塩分控えめメニューの提供等できる店舗を登録。

【考察等】京都府民の食生活の課題に基づき、食事で健康づくりを実践してもらえる店舗づくりへ施策を重点化。

10	食育推進計画作成市町村の数	項目	23年度 達成状況	24年度 達成状況	25年度 達成状況	26年度 達成状況	27年度 見込み	達成目標 27年度
		作成市町村の数	15	16	17	18	19	26
		作成市町村の割合	58%	62%	65%	69%	73%	100%

【状況説明】策定するための市町村の体制が整わないことが未達成要因。

(未策定8市町村中、7市町村が課題としている)

【考察等】健康増進計画とセットまたは同計画に盛り込んで作成 7市町。

食育推進計画として作成 2市町。地産地消(商)計画に盛り込んで作成 3市町。

市町村の体制が整わないのであれば、健康増進計画等他計画に盛り込んで作成するのが有効。

京都府のこれまでの食育関連施策

1 きょうと食いく先生（農林水産部）

「食」について学ぶことを支援するため、農作物の栽培方法や調理方法、京都の食文化等について、幼稚園・保育園、小・中・高等学校、大学、企業食堂などで出前授業を行う各分野の専門家を京都府が認定。

2 きょうと食農体験農場（農林水産部）

体系的に農作業が指導できる農業者が配置され、複数の農作業体験に加え、「調理・加工体験」、「行事食・郷土食などの食文化」、「ほ場の生き物調べ」、「農産物流通」など2種類以上の学習が提供できる農場を食農体験農場として登録。

3 食育のたね交付金（農林水産部）

食育を実践する農業者や食文化の伝承者、学校・保護者等の食育実践者が連携して取り組む食育事業を募集。審査の上、採択された事業に対しては、事業経費の1/2以内、7万5千円を上限とした「食育のたね交付金」を交付。

4 健康ばんざい 京のおばんざい弁当シリーズ（健康福祉部）

先人の様々な知恵が盛り込まれている「おばんざい」の良さを活かし、「おいしさ」と「健康」の両立を目指して京都府が企画したお弁当シリーズ。野菜を120g以上使用する、揚げ物は1料理以下など、8項目の厳しい規格基準を満たし、京のおばんざい弁当普及推進協議会において認定されたお弁当。

5 きょうと 健康 おもてなし 食情報提供店（健康福祉部 H29 まで）

食事の内容を気にする人に、ヘルシーオーダーや控えめメニュー等を提供、また、メニューの栄養成分表示等が可能な食情報提供店舗を拡大し、健康管理に役立てる。

6 きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店（健康福祉部 H27から）

京都府民の健康の現状は、「ちょっと太りぎみになってきたかな・・・」「血圧が気になる」などの人が増加。外出先でも「野菜たっぷり」「塩分ひかえめ」「カロリー表示、アレルギー表示がされている」など、健康づくりを応援する店舗の登録。（食情報提供店の後継事業）

7 食物アレルギーの子 京都おこしやす事業（健康福祉部）

食物アレルギーのある子どもに安心して、京都への修学旅行等の校外活動（以下「修学旅行等」という）を楽しんでもらうため、食物アレルギー専門医、宿泊施設、レストラン・食堂、旅行会社、NPO患者団体、行政等で構成する「食物アレルギーの子 京都おこしやすプロジェクト会議」において、修学旅行等の受入施設における食物アレルギー対応のための体制づくりに取り組む。

京都府第3次食育推進計画の主な論点について

1 取組の基本的な方向について

取組の基本的な方向をどのようにするのか。(課題の抽出を踏まえ、次回議論)

第2次計画（現計画）	次期計画（案）
①未来を担う子どもや学生等若い世代に対する食育を強化します	
②食育の原点である家庭における取組を強力に支援します	
③住民に最も身近な地域での食育が進むよう体験の場づくり等を推進します	

(参考) 国の推進基本計画の重点事項

第2次計画（現計画）	次期計画（案）
①生涯にわたるライフステージに応じた中断のない食育の推進	①若い世代を中心とした食育の推進
②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進	②多様な暮らしを支える食育の推進
③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進	③健康寿命の延伸につながる食育の推進
	④食の循環や環境を意識した食育の推進
	⑤食文化の継承に向けた食育の推進

2 具体的な施策の柱について

施策の柱をどのようにするのか。(課題の抽出を踏まえ、次回議論)

第2次計画（現計画）	次期計画（案）
①「各世代の食」	
②「家庭の食」	
③「地域の食」	

3 課題の抽出について

(1) 子どもの食

学校などにおける食育に係る教育時間の確保など

(2) 若い世代の食

全世代で最も高い朝食の欠食率の改善など

- (3) 壮年期の世代の食
生活習慣病の予防など
- (4) 高齢者の食
地元食材を使用した食事の増加方策など
- (5) 家庭の食
家族形態等の多様化に応じた食育など
- (6) 地域の食
地域の交流強化など
- (7) その他
食品ロスなど